

平成31年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）個票

市町村名 川北町
 本事業の担当部局名 住民課

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援		
個別事業名	川北町結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~ 平成32年3月31日		
所要見込額 ※ (注) 1	1,500 千円	補助率: 1/2	(交付金所要額: 750 千円)
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注) 2	平成28年3月に策定した川北町版総合戦略における4つの基本目標の1つである「充実した子育て環境を目指す ふるさと川北戦略」で掲げられている、 ①結婚・妊娠・出産に対する支援 ②安心して子育てできる環境づくり ③川北らしい特色ある教育の実践 ④地域の力による子育ての充実 の4つの施策のうち、本事業については、上記取組みの①に位置づけられる。 (個別事業の内容) ※(注) 3		
個別事業の内容	1 住居取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用に対する支援を行う。 【積算根拠】 5件（支給見込世帯数）×30万円（補助上限額）×1/2=750千円 5件については、平成29年度の夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ所得340万円未満の世帯数5件より算出。		
	2 引越費用に係る支援 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引っ越し費用に対する支援を行う。		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 4	・支給世帯実績/支給見込世帯数の割合:100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」:40% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」:70%	
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 5	石川県HPIにおいて、広報を行う。	
	・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 6	商工会等にチラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。	
・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※(注) 7	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)		

・委託契約の有無及び契約方式 ※ (注) 8	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 <input type="checkbox"/> 有 (以下の①～③から該当するものを選択してください) <input type="checkbox"/> 無 <hr/> <input type="checkbox"/> ①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) <input type="checkbox"/> ②競争入札方式 <input type="checkbox"/> ③随意契約 [事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]
・システム等導入に係る管財部局の確認 ※ (注) 9	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: <input type="checkbox"/> 有 (取組名:) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有の場合の担当部局:

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 2 「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。
- 3 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
- 4 「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 (過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)
- 5 「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 6 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。
- 7 「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関連部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 8 「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。
- 9 「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。